

2019年度 参加型福祉研究センター ニュースレター（2）

市民活動エンパワーメント連絡会で、後期学習会を開催しました。

活動の一環で、年に2回生活困窮者支援等活動にかかわるテーマで学習会を行っています。

後期は、社会的養護下にある若者を自立援助するホームを個人で開設された、湘南つばさの家の前川さんから、支援を始めた経緯や子どもの自立をどのように捉えているのか、自立援助ホームを必要とする子どもたちの現状はどのようなお話いただきました。

18歳以下の過酷な現状にいる子どもたちの様子や退去後も支援が必要であることなどを、穏やかな語り口の奥に秘めた熱い想いを感じながらお聞きしました。

前川さんは、生活クラブ生協も参画している首都圏若者サポートネットワーク*に運営委員としても参加されています。

*首都圏若者サポートネットワーク

児童養護施設や里親家庭など、なんらかの事情があつて公的な支援のもとで育った子ども・若者たちが、社会のなかでみずからの力を発揮して生きていくことを応援する民間のネットワーク。委員長は宮本みち子氏（千葉大学 名誉教授）、委員は識者をはじめ、生活クラブ連合会、パルシステム、コープみらいなど生協、社福（児童養護施設等）、NPO団体等。「若者応援基金」から助成を行っています。

<後期学習会の概要>

- 日 時：2019年11月25日（金）13:30～15:00
- テーマ：社会的養護下にある若者の自立とは何か
～そのために必要な支援とは～
- 講 師：社会福祉法人 白十字会林間学校
自立援助ホーム 湘南つばさの家ホーム長 前川礼彦氏



虐待と社会的養護

○全国の児童相談所に寄せられる相談件数は年々増加し、平成30年度は約16万件、前年より2万6千件増えている。警察からの身柄付通告や、Tel189（最寄りの児童相談所に通じる）の浸透、虐待死の事件等で世の中の関心が高まり、少子化なのに虐待相談が増えている。その中でも、子どもの面前での両親のDV（虐待にあたる）により通告される、心理的虐待が増えている。

○虐待で亡くなる子（年件65人）の内半数は0歳児である。一人親である母親に余裕がない、若い両親に余裕がなくて子どもにあたってしまう等の理由が多い。

- 社会的養護とは、保護者がいない児童や保護者がいても暴力による虐待等で家庭環境上不適切な状況にある児童を、家庭とは別の場所で養護すること。神奈川県内には、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームなどの施設が 58 か所ある。
- 社会的養護が必要な児童を発見した場合、一般的には市役所や警察に連絡することが多い。神奈川県の子童相談所は飽和状態で、一時保護所に毎日緊急入所があり満床状態だ。48 時間ルール（虐待かどうかを確認する）の時間的制限があり、通告件数が多いと虐待かどうかの判断は難しい。しかし、家庭への調査では入室への拒否や警察をまじえて入るなど様々なケースがあり、見誤ると虐待死に至ることもある厳しい現状だ。児童相談所が手一杯のため、大変ではないと判断されたケースは市役所がかかわっている。
- そのため、保護された児童の割合は平成 29 年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数のうち 15%は一時保護されるが、他は在宅指導で様子を見ていて、児童養護施設等に行くのは、全体のわずか 3~4%でしかない。

児童養護施設とそこに暮らす児童

- 神奈川の児童養護施設は、大きなところは 80~100 人規模となっている。そこに暮らすのは 2~18 歳までの子どもで、0~2 歳児は乳児院で保護される。小規模の児童養護施設は 30 人くらいの定員で、普通のマンションのような建物が多い。施設にいる子どもたちは、地域の学校に通い、普通の暮らしをしている。
- 措置理由の 6~7 割は虐待である。虐待を受けた子どもは小さい時から自分の存在が危ぶまれる生活を体験し、なぜ生まれてきたのか、自分はいらない子どもではないかなどと自信がなく、対人関係がうまくいかないことが多い。それが怒りの気持ちや葛藤となり、いじめや物を盗んだりというような表出行動につながってくる。
- 児童の親は生活に余裕がなく多くは孤立している状況となっているが、本当に支援が必要な親にはなかなか届いていないことが多い。
- 社会一般的には 7 割の人が大学に進学するという統計があるが、施設に居る子は 2~3 割しか進学できない。それは、学費の問題だけではなく、18 歳になったら施設をでなくてはならず生活費を稼ぐという、二重、三重の苦勞をしているからである。加えて、精神的にも親に頼れずつらい思いを抱えて頑張らなくてはならないからである。現在国は給付型の奨学金を始めているが、施設の子は親を頼れないので、せっかく進学しても三分の一弱の子は中退せざるをえなくなっている。大学進学はいばらの道と思い最初から進学をあきらめたり、不適切な環境で教育を受けてこれなかったので学力が追い付かないということもある。7 割の子は働かなくてはならず、高卒で働くからワーキングプアになりやすい。ワーキングプアで働くから、年収が少ない中で結婚、妊娠といった時に貧困の連鎖が起きやすい状況となっている。
- 児童福祉法とは、家庭環境が難しければ 18 歳までは国が支えるという制度である。しかし、義務教育修了後、高校に進学しても中退したら 18 歳以下でも施設を出なくてはいけない、という暗黙のプレッシャーを負いながら生活している。いずれにしても 18 歳以降、親を頼らず生活するのは想像を絶する過酷な状況がある。

自立援助ホームの始まりと実態

- 1958 年当時、金の卵と言われ 15 歳以上は働いて生活する人が多かったが、うまくいかない青年たちは若年のホームレスになったり、生きるため犯罪を起こしてしまったりした。その子たちの帰れる場所をつくろうと、全くのボランティアな活動で始まったのが自立援助ホームの起りである。子ども

たちの存在を社会に訴えて、そして制度が後からついてきたというのが日本の児童養護の歴史である。

- 自立援助ホームは中学卒業後、働いて自立を目指す15～20歳未満(大学進学者は22歳)の青少年が、共同生活をしながら自立の準備をしていくホーム。相談所から児童養護施設にはわずか4%の子しか行けないが、貧困家庭の子が増えていることにより、最近では施設に入れない子が多くなっている。
- 例えば、15歳で存在を発見されて警察経由で児童相談所に通告があると、先ず家庭の状況を調べる。しかし、親元に戻せる状況ではない時に、高校にも行っておらず親戚等の行き場もないとなると使える社会資源は限られ、本人には厳しい生活が強いられる。住まいの必要性から住み込み就職(旅館、工事現場)等に限られ、アパート暮らしは生活能力が低いいため難しい。自立援助ホームに入れる子や里親が見つかる子等は一握りの子どもでしかない。
- 自立援助ホームでは普通の暮らしの中で、大人と同じように働いて自立して生活しなくてはならないので、就労準備支援のように時間をかけてもらえない。お給料をもらったなら1ヶ月どうやりくりするか等、自活するための様々な能力を暮らしの中で身に付けていく必要があるため、退居後の支援には力を入れている。

湘南つばさの家

- 東京の自立援助ホームで仕事をしている時に、親がいるのに親元に戻れない過酷な状況下にある子どもたちを見てきた。たまたま「その家」に生まれたことで子ども期を子どもらしく過ごせず、未来の可能性が狭くなり働くことを強られる子どもたちのことを、マスメディアでたくさんの人に知ってもらおうにも代弁する人がいなかった。当時県内の自立援助ホームは横浜に2件しかなく、それなら地元に戻って自分で作ろうと思ったことが始めるきっかけだった。お金、計画も人脈もなかったが、絶対つくろうという熱意だけで動いた。関係者に相談して回って、協力してくれる人の縁が縁を呼んで、辻堂で自立援助ホームをスタートすることができた。県からは社会福祉法人のバックアップをもらうように指導があり、近くにある白十字会林間学校(日本で初めて寄宿舎型の虚弱児のための小学校で、現在は児童養護施設)が運営母体となった。

ホームで生活する子どもたち

- 母子家庭で育った17歳の子は、生活課題を抱え、ホームレスをして全国を転々としていた。ホームに来てからは高校(通信)を卒業したいという目標を持って働き、アルバイト先で自分の存在価値を認めてもらい、自信を得て巣立って行った。自立は社会に出てからが本番であり、寄り添って継続的に支える社会資源が必要だと思う。“安定した暮らし”という場所があることで、情緒が安定することを実感した事例だった。
- 共に暮らすことは喜怒哀楽がぶつかり合い、きれいごとではない。破壊的なことをする子の場合には、壁一面壊して警察が来るという騒動があった。家庭で愛情をもらえなかった子は、誰かに受け止めてもらえないと寂しさが怒りに変わり、そばに居ない親に向けられない怒りはホーム等に向けられるようになる。繰り返し受け止めているうちにだんだん落ち着いてくるが、それが無い場合は怒りが社会に向けられていき、事件となっていると思う。負の根が大きくなる前に身近な場で話を聴くことで、彼らは自分の力で頑張っていくことができる。

児童福祉法の限界性

- 様々な制度はあると言われるが、いずれも住居の安定や働いていることが前提になっている。仕事を転々とする子の中には、発達障がいや知的障がいがある子もいる。障がいの制度につながる子は良いが、ボーダーライン(グレーゾーン)にいて制度の要件に当てはまらない子が一定割合いる。その子どもたちは一般就労が厳しく、就労準備訓練にも行けないので、18歳を超えると生活困窮者自立支援法等

の制度が適用となる。しかし、本人が公的機関の窓口へ行っても理解できなかつたり、公的機関に良い印象を持っていなかったりすると、二度と足を向けなくなってしまう。話をかみ砕いて説明してくれる大人の存在が必要であり、導入時に丁寧に何度も支援することが大事だと思う。

- また、一定期間住居を提供してくれる路上生活支援の団体もあるが、そこは生保を受けている高齢者が多く、その中に青年が入って生活するのは厳しいので、ケア付き住宅の必要性があると思う。生保を受けざるを得ない子については、ケースワーカーの持ち件数が多く訪問できなく、飽和状態となっている。
- 里親が病気になり、小さい時から病気をもち養護施設から自立援助ホームに来て、退居後生活保護を受けている子がいる。趣味のために頑張っていて働き、会社の寮に入り自立することができたが、側で見てくれる大人の関与がなくなったことで自堕落な生活に陥り、自分の病気の治療もできなくなった。若いうちに生保を受けるとなかなか抜け出さないことを知っているの、関係者もかなり悩んだが、本人は生保を受けることを選んだ。現在も生保から抜け出せない状況にあるので、ホームやケースワーカー等とのつながりを切れないようにしている。こういう子が社会参加し、生きる意欲をどう持ってもらおうのかを模索している。
- これまでには、支えきれなかった子どももいた。制度だけでは穴だらけでありサポートしきれないので、制度は後からついてくると、制度の前に民間で支援していかななくてはならないと思っている。

自立のために何が必要か

- 住居を整えて働く場所＝本人の役割が与えられると、元気になって仕事も続いていくことがあり、職はとても大事である。しかし、相談場所が少なくあっても相談の場所まで来れなく、実態として現れてこない子が多いことが課題。
- 福祉外の世界の人、成人になったら自己責任と言う。また、2022年の民放改正からは18歳からが成人となるが、現在日本の青年の実際の自立年齢は20代後半と思われ、ミスマッチが起きていると思う。国は従来の縦割り制度の支援ではなく、横断的にその人に合った支援、寄り添い型でつながり続ける支援が必要と言っているが、制度的に青年をささえる具体的支援がないのが現状である。
- 民間では、生活クラブ神奈川や生活クラブ連合会が参画している首都圏若者ネットワークは、制度に届かない部分を伴走型で支援する関係者をサポートしてくれていて、大変有難いと思っている。
- 児童福祉法で見ていた子どもたちを青年期にどのようにスライドさせるのかということ、児童福祉の面では情緒が安定するとの予防的観点から里親につなげたり、特別養子縁組を増やして永続的な解決を図ろうとしている。しかし、時間がかかることである。言葉としては、社会的養護から社会的養育と変わってきている。

地域でできること

- 困難を抱えている子どもたちはどこにいるのか、把握がとても難しい。存在は表出しにくいので、学校に在籍しているうちに学校の中で情報を得ることが大切である。卒業後は、自発的に窓口にくる子以外の存在把握のためにも、地域で子ども食堂の青年期版のような居場所が欲しい。しかし、地域に居場所があってもなかなか行けない人がいるのが実情である。
- 自立とは、一人で全部背負っていくのではなく、適度に人に頼りながら主体的に自分の人生を生きていくことと考えるが、頼っても別れを多く経験した子は、誰にも頼れないでいる。15年間虐待を受けてきた子どもたちは、かかわり続け15年かけてやっとゼロベースに戻る様な、そういう長いスパンでかかわっていく必要がある。一度相談に来て、丁寧に関わらなければ二度目はない。そして、子どもたちが相談できるようになるには、本人の思いが受け止められることが大事である。

○これまで、家（家族）がだめなら社会（自分たち）が支えるという思いでかかわってきている。家族でなくても自分のことを真剣に思い支えてくれる人の存在がわかると、子どもたちは回復していく姿を見てきた。つばさの家の広報誌などで支援を募る大人の姿を見て、彼らの心には何かが芽生えるのでしょうか。自分が大学を卒業したら先生になって子どもたちの勉強を見てあげたいという子がいる。支援してくれる人たちをみて、「僕らのために物やお金を送ってくれる人は本当にいるんだね。世の中捨てたもんじゃないね。」と言い、「自分の暮らしに余裕ができたら、今度は自分が彼らのためにしてあげたい。」と言う子がいる。このように、思いが次の世代に伝わって受け継がれたら良いと思っている。

